



飯塚圏域

障がい者地域自立支援ネットワーク

# 相談支援部会について



# 1) 相談支援部会が設置されるまでの経緯

## ▶ 平成26年1月

飯塚圏域内の障がい福祉・児童福祉サービスを利用している対象者においてサービス等利用計画、障がい児支援計画作成の導入が開始された。

## ▶ 平成28年3月末

全ての対象者のサービス等利用計画、障がい児支援利用計画が導入された。

▶ しかし...限られた相談支援専門員による全対象者の計画作成を余儀なくされたことから、相談支援専門員の負担増大と、質の向上の課題が生じた。

## ▶ 平成29年4月

上記のような課題や、相談支援に関する課題を解決していくため、相談支援事業所連絡会（平成26年2月～）を飯塚圏域障がい者自立支援ネットワーク（協議会）における「相談支援部会」として再設置された。

## 2) 相談支援部会の目的

### ①相談支援の質の向上

- 中立公正の立場であるという事、当事者の権利擁護の視点を大切にすること  
いう事を踏まえ、事例検討・意見交換・研修等を実施する事を目的とします。

### ②相談支援専門員のネットワーク構築

- 相談支援専門員の横のつながりを広げていくことで、孤立化を防ぎ、支え合いながら、学び合いながら、相談支援専門員自身が元気でいられる事を目的とします。

### ③地域課題の集約・検討

- 個別ケースを通じて感じる「地域の課題」「社会資源の課題」などについて行政と共に共有・検討し、必要に応じて協議会運営事務局会議に繋げていく事を目的とします。



## 3) 相談支援部会の構成

- ①飯塚市・嘉麻市・桂川町の指定特定相談支援事業所の相談支援専門員
- ②飯塚圏域障がい者自立支援ネットワーク委員
- ③行政機関（飯塚市・嘉麻市・桂川町）
- ④飯塚市・嘉麻市・桂川町 障がい者基幹相談支援センター